

JAL愛媛原告を支える会



ニュース



発行：JAL不当解雇とたたかう愛媛原告を支える会
 連絡先：愛媛自治労連会館3F愛媛労連内
 松山市三番町8-10-2 Tel 089-945-4526

これを「大成功だったね」で終わらせず、年末の結審にむけて、さらに支援の輪を広げていかなければならないと強く感じました。ラストスパイトです。皆で笑顔でゴールしたいです。今後さらなるご支援、よろしくお願い致します。
 空を飛ばせてもらえないので、せめて宙を飛んでみた大池でしたが、代償は大きすぎました。

痛々しい大池さんのギブス脚とそれを慰める愛犬たち



日本中から1800名もの方々が一堂に集まり、壇上に並んだ幟の数と原告団のりりしい姿に、鳥肌が立ちました。こ

愛媛で新しく仕事に就いたことは前にお知らせしました。
 始めてまだ半年。自由に休みが取れるのをいいことに、月2,3日しか就労していませんが、9月末の仕事開始後、場所はJR松山駅前、走っていて靴のつま先がひっかかり、むささびのように飛んで地面に激突し、膝を強打してしまいました。大衆の前で大コケした恥ずかしさと、あまりの痛さにしばらく起き上がれませんでした。
 レントゲンの結果は、骨に異常なし。足を引きずりながら3週間たっても痛み消えず、再検査してもらったところ、剥離骨折していることが判明。2カ月の安静を言い渡されました。
 10月25日の大集会に行く気満々だったのですが、前夜、痛みがひどくなり、当日の朝、泣く泣く飛行機をキャンセルしました。愛媛から、松山労連の高曲議長が来てくださったと、林が大感激しておりました。ありがとうございます。

空を飛べないので 宙を飛んだ!?

西予市出身原告
大池ひとみ

私も 応援します 仕事を通じて 物心とも豊かになる

私の不当解雇撤回裁判中に、JAL争議団愛媛出身原告の3名と出会った。3人とも凛として、人の心に訴える話ができる。さすがと思った。

JALをはじめとする大企業は、人を「資産」と見なさず、「コスト」(消耗品)と見ている傾向が強い。

近代の歴史を見ると、人を消耗品と見ていた日本は、太平洋戦争で負けている。日米戦の帰趨(きすう)は、島嶼(とうしょ)をめぐる制空権の奪い合いですから、「資産」は戦闘機等の「ハード面」だけではなく、熟練した技能を修得したパイロットという「ソフト面」があった。当時の資料によると熟練パイロットの養成に、最低2千時間が必要だったそう。しかし、戦争ピーク時は、パイロット養成数は9倍になっていたという。当然、時間的余裕などなく、パイロットというよりは、むしろ、帰還できない特攻

兵器にされていくという狂気の沙汰の事実が残されている。

「仕事」とは、事(こと)に仕えること。「人の役にたつ」という使命感を持った人は、誰が見ても良い仕事をする。

JALという組織は、夢を持って入社し、厳しい訓練を経て一人前のプロとして働いていた人々を、いとも簡単に解雇した。解雇した社員からは、「物」(賃金)と「心」(事に仕える使命)を一瞬で奪った。一方、顧客からは、熟練した社員にしかできない「本物のサービス」を奪った。社員と顧客から、丸々搾取すると

は開いた口が塞がらない。

社員が人生をかけて、JALに築いた「資産」。この「資産」の価値は、間接的だがJAL争議団の団結力と行動力の中に、人財(宝としての人材)力として垣間見ることが出来る。勝手な理由で奪われたものは、必ず取り返さなければならない。

横暴を許さない社会を築き、働き人に住みよい日本を創るために!

元東京リーガルマインド裁判原告
金澤 浩

日本航空の不当解雇撤回と早期全面解決を求める決議

日本航空の不当解雇撤回裁判は12月に結審し、年度内には判決となる見通しであり、大きな山場を迎えている。

控訴審においては、東京地裁不当判決の誤りを正し、この整理解雇が、整理解雇4要件を踏みにじり、労働組合潰しを狙った不当労働行為であることを立証してきた。労働法学者や会計学の識者からの意見書に加え、倒産法の研究者や管財人として倒産の実務に携わってきた弁護士の意見書等も提出し、解雇の不当性を浮き彫りにする主張・立証の補強も行ってきた。

とりわけ、2013年9月の証人尋問では、会社自らが設定した「事業縮小に伴う人員体制」を、不当解雇を強行した2010年12月31日時点ですでに達成しており、整理解雇の必要性が全くなかったことを、会社資料に基づいて立証した。また、2010年1月の「整理解雇は考えていない」「解雇回避努力を尽くす」という約束を反故にし、人員削減の詳細を隠蔽し、労働組合潰しを狙って意図的に整理解雇に走ったことが明らかにされ、解雇自体が不当労働行為であることが立証された。法廷で示された証拠、そして法と社会正義に依拠するならば、原告勝利の判決は間違いないものと確信する。

以上のような高裁での闘いの前進を踏まえ、政府や日本航空に対し、早期全面解決に向けた運動を強めることが重要である。

(中略)

「JAL 不当解雇撤回 高裁勝利！早期解決をめざす 10.25 大集会」に結集した私たちは、全国津々浦々での宣伝や署名活動、集会等を積極的に開催し、不当解雇は許さないという大きな国民世論を築き、裁判所、政府、日本航空を包囲し、勝利判決の獲得、不当解雇された165名の職場復帰・早期全面解決をめざし、全力を上げて闘うことを確認し、以下の通り決議する。

- 一、日本航空に対し、不当解雇を撤回し、直ちに被解雇者全員を職場に戻すこと、露骨な利益第一主義の経営を改め、安全最優先の経営を行うこと、そして、労働組合敵視の不当な労務政策を改めることを求める。
- 一、東京高裁に対し、証拠を吟味し、整理解雇法理に基づいて、正義にかなう公正な判断を示すよう強く要請する。
- 一、政府に対して、ILOの勧告を踏まえ、日本航空に対して、安全最優先の経営と不当解雇撤回・早期全面解決に向けた有効な手立てを講じることを要求する。

2013年10月25日

JAL 不当解雇撤回 高裁勝利！早期解決をめざす 10.25 大集会

10月25日に東京の文京シビックホールで行われた
JAL不当解雇撤回高裁勝利！早期解決をめざす10.25 大集会
この集会には高曲洋松山労連議長が支援にかけつけました。



いよいよ控訴審結審

12月24日の客室乗務員裁判（最終弁論）では

林惠美原告が意見陳述をおこないます。

12月24日

客室乗務員裁判 最終弁論

9：00～
裁判所前宣伝行動
9：40～
原告団送り出し・傍聴券抽選
10：30～
口頭弁論（東京高裁101号法廷）
12：30～
報告集会（日比谷図書文化館）
14：00～
銀座デモ

12月26日

パイロット裁判 最終弁論

時間日程は客室乗務員裁判と同様

2014年1月の中央行動予定

9日 JAL本社前宣伝行動
17日～22日
裁判所前座り込み行動
19日
JAL不当解雇・提訴3周年行動
&国民支援共闘第4回総会
29日
JALいっせい宣伝行動（東京6カ所）

愛媛でも公正判決を求める
署名を広げましょう！